

# 開東社会保険ニュース

No.92

平成 18 年 2 月

## 医療費控除について

今年も確定申告の時期になりました。多額の医療費がかかった場合、健康保険の高額療養費で一部負担が軽減されますが、税制面でも軽減措置があります。ちょうど確定申告の時期ですので、今回は医療費控除についてまとめてみました。

<b>医療費控除の概要</b>	自分自身や家族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といい、次の条件を共に満たす医療費が対象となります。 納税者が、自分自身又は生計を一にする配偶者、その他親族のために支払った医療費 その年の1月1日から12月31日までに支払った医療費
<b>医療費控除の対象となる金額</b>	医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額(最高で200万円)です。 つまり、年間の医療費が少なくとも10万円以上でないと控除対象にはなりません。 <b>(実際に支払った医療費の合計額 - イの金額) - ロの金額</b> イ：保険金などで補てんされる金額(生命保険契約などで支給される入院費給付金、健康保険などで支給される療養費・家族療養費・出産育児一時金など) ロ：10万円(その年の所得金額の合計額が200万円未満の人はその5%の金額)  (注) 保険金などで補てんされる金額 生命保険契約などで支給される入院費給付金、健康保険などで支給される療養費・家族療養費・出産育児一時金などは医療費控除の額を計算する際に医療費から差し引きます。 但し、 <b>出産手当金は医療費を補てんするための保険金等には当たらない</b> とされています。
<b>控除を受けるための手続</b>	医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を提出します。その際、医療費の支出を証明する書類、例えば領収書などについては、確定申告書に添付するか、提示する必要があります。給与所得のある方は、このほかに給与所得の源泉徴収票(原本)も必要です。
<b>医療費控除の対象となる費用の例</b>	医師又は歯科医師による診療又は治療の対価。介護サービスの利用も一部対象となります。但し、健康診断費用や医師等への謝礼金は対象外です。 治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価。但し、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金は対象外です。 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価。但し、疲れを癒したり、体調を整えるといった治療に直接関係のないものは対象外です。 通院にかかった交通費は医療費控除の対象になります。交通費は領収書のないものが多いので、家計簿などに記録するなどして実際にかかった費用について明確に説明できるようにしておく必要があります。 妊娠と診断されてからの定期検診や検査等の費用、出産で入院するときにタクシーを利用した場合、そのタクシー代も医療費控除の対象となります。(出産自体が緊急で、通常の交通手段によることが困難であるため) 但し、出産する際に実家に帰るための交通費は医療費控除の対象外です。 入院中に病院で支給される食事は、入院代に含まれますので医療費控除の対象になります。但し、病院の食事が気に入らないといって、他から出前を取ったり外食したりしたものは、控除の対象外です。

詳細な支給要件やその他の費用の算入可否などは、税務署にお問合せください。

ご質問・ご相談は

**開東社会保険労務事務所**

〒160-0023 新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 8 階

TEL 03-3369-7411/8411 FAX 03-3369-2711

ホームページ

<http://www.kaito-sr.com>

メールアドレス

[info@kaito-sr.com](mailto:info@kaito-sr.com)

